

第132号議案

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（法の適用）

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第1項の規定に基づき、病院事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を除く法の規定を平成19年4月1日から適用する。

（管理者及び組織）

第4条 病院事業の管理者の職名は、病院事業管理者とする。

2 法第14条の規定に基づき、病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、病院局を置く。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項中島根県立病院使用料及び手数料条例（昭和44年島根県条例第23号）第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正前の島根県病院事業の設置等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例の規定により知事に対してされた申請その他の行

為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例による改正後の島根県病院事業の設置等に関する条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

3 島根県立病院使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「平成18年厚生労働省告示第92号)別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表」を「健康保険法第76条第2項又は老人保健法第30条第1項の規定に基づき医療に要する費用の額の算定に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。)で定める医科診療報酬の点数表又は歯科診療報酬の点数表」に、「平成18年厚生労働省告示第99号)別表」を「健康保険法第85条第2項又は老人保健法第31条の2第2項の規定に基づき入院時の食事療養の費用の額に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。)で定める食事療養の費用の額の算定表」に改め、同項第2号中「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法(平成4年環境庁告示第40号)別表」を「同法第22条の規定に基づき環境大臣が定める診療報酬の額の算定方法」に改め、同条第3項中「知事」を「病院事業管理者」に改める。

第3条及び第4条中「知事」を「病院事業管理者」に改める。

第5条の見出し中「規則への」を削り、同条中「規則で」を「病院事業管理者が別に」に改める。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際前項の規定による改正前の島根県立病院使用料及び手数料条例(以下「改正前の使用料等条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の使用料等条例の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同項の規定による改正後の島根県立病院使用料及び手数料条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた申

請その他の行為とみなす。

(島根県情報公開条例の一部改正)

- 5 島根県情報公開条例 (平成12年島根県条例第52号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「知事」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際前項の規定による改正前の島根県情報公開条例 (以下「改正前の情報公開条例」という。) の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同項の規定による改正後の島根県情報公開条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

- 7 島根県個人情報保護条例 (平成14年島根県条例第7号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「知事」の次に「、病院事業管理者」を加える。

(島根県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 この条例の施行の際前項の規定による改正前の島根県個人情報保護条例 (以下「改正前の個人情報保護条例」という。) の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してされた請求その他の行為で、施行日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同項の規定による改正後の島根県個人情報保護条例の相当規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

(島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 9 島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成16年島

根県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「知事」の次に「、病院事業管理者」を加える。